

費用は
無料！



職場のトラブルで
困っていませんか？

山口県労働委員会のあっせん

労働者の皆様

- ・ 納得できない懲戒処分、解雇
- ・ 説明のない時給引き下げ

解雇！



賃金
引下げ



労働組合

- ・ 団体交渉拒否
- ・ 組合員差別



使用者の皆様

- ・ 社員からの高額な退職金上乗せ要求
- ・ 社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否
- ・ 団体交渉で何度も協議したが、合意に至らない



お断りします



こんな時...

あっせん制度を活用できます！

労働者・使用者、双方申請可



職場で生じた労働紛争について、労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名が仲立ちし、話し合い（非公開・非対面）による解決をお手伝いする制度です。

💡 あっせんの5つのメリット！ 💡

簡単

無料

非公開

非対面

早期解決



お問い合わせ 山口県労働委員会事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1（山口県庁7階）

TEL：083-933-4444 FAX：083-928-7072

Email：a34000@pref.yamaguchi.lg.jp

お気軽にご相談ください

詳しくはWebで ▶

